

令和6年度

日高郡 日高川町 大字 和佐 地内

# 南山スポーツ公園駐車場区画線設置工事

## 工事仕様書

着手 令和 年 月 日

工事期間 日

完成 令和 年 月 日

請負代金額 円也

請負人氏名

監督員氏名 竹村 卓也

条 件 (裏面参照)

施工計画打合せ		
月 日	監督員	印
	請負人	印

- 条 件 ① 本工事の施工については「和歌山県土木工事共通仕様書」に基づき施工する事、特に下記事項について留意すること。
- ② 契約締結後直ちに監督員と工程、施工方法その他詳細について協議し、五日以内に工程表、並びに主任技術者届、現場代理人届を監督員に提出すること。
- ③ 生コンクリートの使用についてはJIS表示許可工場で生産されたA種を使用することを原則とする。
- ④ コンクリートブロックの使用についてJIS表示許可工場で生産されたブロックを使用しなければならない。
- ⑤ 工事が完成した時は工事完成届、工事の記録写真、工事日誌、その他提出すべき一切の書類を整備の上一括して監督員に速やかに提出すること。
- ⑥ 保安施設については「土木工事安全施工技術指針」に基づき施工するのは勿論であるが最小限下記の施設を施すと共に工事完了後は速やかに撤去すること。
- 1) 工事予告標示板 50m先2枚、100m先2枚、200m先一枚 2) 標示板(道路工事中) 枚  
3) 警戒標識(213) 枚 4) 規制標識(329) 枚 5) 規制標識(311-E) 1枚  
6) 保安灯 本 7) セフティコーン ケ 8) バリケード ケ  
9) 誘導員 名
- ⑦ 工事完了後の保安施設及び工事用材料の撤去
- イ) 特に保安施設(標示板及びその他の標識)の番線処理について法面等に放棄しないよう徹底すること。
- ⑧ 植栽等については枯死せぬように時期等を十分に考慮し施工すること。万が一枯死が確認されたときには、直ちに植栽しなおすこと。
- ⑨ 着手の際は、関係者(関係機関)と十分に打合せを行い、後において紛争のなきよう務めること。

この工事(委託業務)の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- ⑩ 毎月末の工事進捗状況と月間工程表等を提出するとともに、常時監督員と連絡をとり、工程管理については充分留意し施工すること。

工事年度 令和6年度  
工事番号  
工事名 南山スポーツ公園駐車場区画線設置工事  
工事場所 日高郡 日高川町 和佐 地内

## 特記仕様書

日高川町のホームページに掲載している「共通特記仕様書」を特記仕様書とします。

また、設計書閲覧場所では閲覧等できます。

### 【掲載場所】

役場HP → しごと・産業・観光 → 入札・契約 → 共通特記仕様書

### 【URL】

[https://www.town.hidakagawa.lg.jp/shigoto/nyuusatu\\_keiyaku/files/k\\_youtsu\\_tokki\\_shiyousho.pdf](https://www.town.hidakagawa.lg.jp/shigoto/nyuusatu_keiyaku/files/k_youtsu_tokki_shiyousho.pdf)

※掲載しているPDFファイルはパスワードを設定しています。閲覧するには下記パスワードを入力してください。

パスワード：303925tokki

※各発注機関において、設計図書の閲覧場所で、「共通特記仕様書」を閲覧等できるようにすること。

# 条件明示書

(日高川町)

工事番号	令和6年度	工事名	南山スポーツ公園駐車場区画線設置工事
------	-------	-----	--------------------

	条件	現場条件	対策など特記事項
(1) 工程関係	1	早期完了の必要あり	・工期厳守。 ・契約後直ちに工事着手すること。
	2		
	3		
(2) 用地関係	1		
	2		
	3		
(3) 支承物件関係	1		
	2		
	3		
(4) 周辺環境	1	その他	・工事看板・予告看板等設置等、地元・施設利用者への周知を図り、現場着手すること。
	2		
	3		
(5) 安全対策関係	1	その他	・工事箇所は作業完了後、工事看板・夜間灯具等を設置し、安全対策を行うこと。
	2	その他	・施設内に職員及び施設利用者が居ながらの工事であることから、通行には十分留意すること。
	3		
(6) 公害対策関係	1	その他	・作業時には、濁水が下流側へ流出しないように防止対策を行い施工すること。
	2		
	3		
(7) 品質及び技術管理関係について	1	その他	・新土木工事請負必携に基づき適正に行うこと。
	2		
(8) 建設副産物対策関係	1		
	2		
	3		
(9) 現場使用材料	1		
	2		
	3		
(10) その他	1	路面对策	・車両タイヤに付着した泥は、一般道に出る前に洗浄し、通行時には埃等の対策を自主的に洗浄・散水を実施すること。
	2	養生等	・施工にあたり施設の一部を破損した場合には、責任をもって原形復旧すること（事前調査により報告のない場合）
	3		
	4		
	5		

※1 特に条件明示のないものについては、「土木請負工事必携」(令和4年7月 和歌山県)によるものとする。

※2 対策案については、想定事項を記載。最終は監督職員との協議により決定するものとする。

※3 その他、現場条件により協議が必要な場合は、監督職員に申し出ること。